

藤沢市立御所見中学校

明るい笑顔のための基本方針

藤沢市立御所見中学校
いじめ防止対策基本方針

2022. 4. 1

藤沢市立御所見中学校 明るい笑顔のための基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、当該行為の対象となった生徒がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものも「いじめ」に当たります。

「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった生徒の立場に立って、その生徒が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

本校では、「生きる力を育む」という教育目標のもと、自治力および学力の向上を図るとともに、生徒相互、教職員、保護者・地域との信頼の心を育て、いじめのない環境づくりに努めます。

また、生徒ならびに教職員は、「いじめは、人権を著しく侵害し人格形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に危険を生じさせるおそれのあるもの」という認識のもと、いじめは絶対に許さないという姿勢で、学校生活および教育活動に取り組みます。

したがって、本校では、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、いじめの防止等のため適切な対策を行います。

(いじめの禁止)

本校生徒は、正当な理由なく相手を傷つける行為や相手が嫌な気持ちになる行為等のいじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

学校及び職員は、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

生徒一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取組みも重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒の双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題のよりよい解決を図ります。

（地域との連携）

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、生徒が様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校はPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す体制の構築に努めます。

（生徒会活動）

本校では、生徒会の自治活動や学年・学校行事等での生徒の活動を通して自治の力を育成し、学級・学年を越えた互いの信頼関係を築き、いじめのない環境づくりに努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

（1）いじめの未然防止のための取組み

- ・豊かな情操と道徳心を培い、互いに信頼しあえる人間関係を構築できる素地を養ため、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努めます。
- ・生徒が主体的に行う人間関係づくりに資する生徒会活動に対する支援を行います。
- ・地域行事、ボランティア活動等を通して、保護者並びに地域住民その他の関係者との信頼を深め、地域で生徒を見守り育てる体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの対応等について共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・生徒の小さな変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかわる時間を多くするように努めます。
- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことに努めます。

（2）道徳教育・人権教育の充実

いじめにつながらないように生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。また、学校だけでなく地域と連携した学習などを通して、いのちを大切にすることをはぐくむ教育や互いの信頼関係を構築できる教育を進めていくよう努めます。

（3）情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラルに関わる指導や講話の取り組みなど、必要と思われる指導や啓発活動を行います。

(4) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 生徒を対象とした生活調査（いじめアンケート）の実施 年3回
 - ② 教育相談（個人面談）を通じた学級担任による生徒からの相談 年2～3回
- ・いじめを早期に発見するため、日頃から生徒とのふれあいを大切にし、子どもたちの変化に気づくことができるよう努めます。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① 学級担任やその他の職員との面談
 - ② スクールカウンセラーとの面談
- ・相談・通報のあった事案は、「御所見中学校いじめ問題対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・学校以外の相談窓口として、藤沢市いじめ相談ホットライン、藤沢市いじめ相談メール、24時間子どもSOSダイヤル（県立総合教育センター）があります。

(5) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせ、生徒の安全を確保します。
- ・いじめに係る相談・通報を受けた場合は、一人で抱え込まず、速やかに「御所見中学校いじめ問題対策委員会」に報告し、事実の有無を組織的に確認します。
- ・いじめの事実確認をした結果は、いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に報告する等、いじめの事案に係る情報を関係保護者に共有するために必要な措置を講じます。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、「御所見中学校いじめ問題対策委員会」が中心となって対応方針を協議し、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導及び支援と、その保護者に対する助言等を継続的に行います。
- ・いじめを受けた生徒への支援は、スクールカウンセラーとも連携し、複数の教職員によって行います。
- ・いじめを行った生徒に対する指導は、その生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下で行います。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った生徒の学習権に十分に配慮した上で、いじめを行った生徒に対し、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講じます。
- ・いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察します。

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

3 「御所見中学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「御所見中学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

(1) 「御所見中学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、いじめ防止担当者

※検討事項や事案内容に応じて、専門的知識や経験を有する方等の参加を検討します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

(3) 会議の開催

週に1回開催される校内生徒指導担当者会にて併せて実施します。ただし、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急開催します。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態発生の報告

学校は、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、直ちに教育委員会に報告します。

(2) 重大事態の調査

教育委員会は、重大事態の調査主体や調査組織の構成員について、適切に判断し、当該調査組織により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。学校は、調査中においても、いじめを受けた生徒の心情に寄り添い、状況に応じて継続的な支援を行います。いじめを受けた生徒が欠席を余儀なくされている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携します。

(3) いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供

学校または教育委員会は、調査の結果について、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、適切に情報提供及び説明を行います。

5 その他

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うための取り組みを学校評価項目に加え、適正に自校の取り組みを評価します。